

## 施設等利用給付認定のご案内

施設等利用給付認定とは、認可外保育施設や幼稚園の預かり保育、新制度に移行していない幼稚園等を利用される方が幼児教育・保育の保育料無償化の給付を受けるために必要な認定です。認定を受ける方は、ひたちなか市への申請が必要です。

※認可保育園、新制度に移行した幼稚園(預かり保育を除く)、認定こども園(預かり保育を除く)、地域型保育事業、企業主導型保育事業を利用する場合は、保育料(利用料)の無償化の対象となるために、この認定を受けていただく必要はございません。

### 1. 無償化の範囲・内容

対象となる施設※1	3～5 歳児クラス	0～2 歳児クラス
① 認可外保育施設	【新2号認定】 ひたちなか市に住民登録のある方で、「保育の必要性※2」の認定を受けた方。 ↓ ・保育料が無償化の対象。 ・上限額：月額 37,000 円	【新3号認定】 ・ひたちなか市に住民登録のある方で、「保育の必要性※2」の認定を受けた方。 ・非課税世帯の児童 ↓ ・保育料が無償化の対象。 ・上限額：月額 42,000 円 ※課税世帯の児童は対象外です。
② 一時預かり事業		
③ 病児保育事業		
④ ファミリー・サポート・センター事業		

※1 各市区町村で無償化対象施設と認められる施設が対象です。各市区町村のHPに対象施設の一覧表を掲載しておりますので、利用契約をする前にご確認ください

※2「保育の必要性」については、裏面をご確認ください。

### 2. 無償化にならないもの

通園送迎費、給食費、行事費、教材費など実費として徴収される費用については保護者の負担になります。

### 3. 申請に必要なもの（児童一人につき一式必要です）

①施設等利用給付認定申請書（申請者全員）

②保育の必要性を確認する書類（両親分）

→世帯によって提出する書類が異なります。

「4.保育の必要性の認定を確認する書類について」をご確認ください。

### 4. 保育の必要性の認定を確認する書類について

保育施設を利用する方で無償化の給付を受けるためには、利用する前に保育の必要性の認定が必要です。保育の必要性の認定には、以下の事由のいずれかに該当する必要があります。各事由がわかる書類を両親分ご用意ください。

（裏面につづく→）

事由	条件	提出書類	注意事項
① 就労	月64時間以上の就労の方に限ります。(通勤時間は含みません。)  ※産休・育休中の方は、就労を理由とする認定はできません。※無報酬など正当な金銭的収入を目的としない(県基準最低賃金未満)労働や、家業の手伝い、自家用の農業、ボランティア活動等、生計に寄与しないものは認められません。	企業にお勤めの方 ・就労証明書	・就労先が作成した就労証明書が必要です。 ・提出日時点で作成日から3か月以内のものが有効となります。
		自営業・農業・業務委託の方 ・就労証明書 ・事業の内容やお店の運営を確認できる書類	・自営業等を営む方の就労証明書は本人が作成してください。 ・自営業協力者の方の就労証明書は自営業主の方が作成します。 ・事業の内容等を確認できる書類について、詳しくは就労証明書の裏面をご確認ください。
		内職の方 ・就労証明書 ・発注伝票、賃金明細書	・内職の方の就労証明書は本人が作成してください。
② 育児休業	申請児童が4か月以上前から継続して施設・事業を利用しており、引き続き利用が必要と認められる場合。	・就労証明書	・育児休業期間と復職日の記載が必要です。 ・個別に判断が必要となるのでご相談ください。
③ 妊娠・出産	出産の前後(出産予定月を含む2か月、産後2か月)である場合。	・妊娠証明書または母子手帳母子手帳の表紙及び分娩予定日がわかるページの写し	・認定期間は、産後の2か月までの最大4か月です。
④ 疾病・障害	保護者の疾病や負傷、心身の障害により児童の保育ができない場合。	疾病等による療養が必要な方 ・診断書 心身の障害がある方 ・各種手帳等の写し	・診断書は作成から1か月以内のものがが必要です。 ・療養を要する期間および療養期間中に家庭保育が不可能な旨の記載が必要です。
⑤ 介護・看護	家庭内外に長期にわたる病人や、心身に障害のある人がいるため、保護者がいつも看護等に当たって児童の保育ができない場合。	・介護・看護状況申告書 ・看護が必要な方の診断書 または各種手帳等の写し	・診断書は作成から1か月以内のものがが必要です。
⑥ 求職活動(起業準備を含む)	昼間、求職活動や起業準備などで児童の保育ができない場合。	・求職活動等状況申告書	・認定期間は1年度中に合計3か月です。 ・ハローワークに登録している方は、受付票の写しを添付してください。
⑦ 就学	就労の条件に準じます。	・在学証明書 ・カリキュラム等	職業訓練校等における職業訓練を含みますが、通信等による自宅での資格取得等は認められません。
⑧ その他	その他、上記以外の理由により児童の保育ができない場合。		

【雇用形態が自営業・農業・業務委託の方へ】

以下の区分A～Dのいずれかの書類の写しをご提出ください。提出が望ましい順に区分を設定しています。

雇用形態	A	B	C	D
自営業主 (個人事業主) ※農業、業務委託を含む	・確定申告書	・開業届 ・営業許可証	・請求書、納品書 ・領収書 ・仕入れ伝票	・事務所やお店のパンフレット ・ホームページのコピー ・チラシ、名刺 など
自営業専従者 家族従業者 ※農業、業務委託を含む	・確定申告書	・青色事業専従者給与に関する届出書 ・源泉徴収票 ・給与支払報告書	・給与支払い明細書(雇用主が発行) ・給与が振り込まれた通帳のコピー	・事務所やお店のパンフレット ・ホームページのコピー ・チラシ、名刺 など

自営業主とは、個人経営の事業を営んでいる方(個人事業主)のことです。

自営業専従者・家族従業者とは、自営業主と親族関係にあり専従者控除の対象となる方、または、自営業主の家族(生計を一にする親族)の方のことです。

## 5. 申請期間・提出方法

### 【申請期間】

- ・令和6年4月分から無償化を受ける場合：令和6年3月11日（月）17：15まで
- ・令和6年5月分以降から無償化を受ける場合：認定を受けたい月の前々月26日から前月25日まで

※上記期間に幼児保育課必着です。

※申請が間に合わなかった場合、その間に保育施設を利用しても認定を受けていない期間は遡って無償化にはなりません。

※原則、毎月1日付けでの認定となります。（例：4月27日申請⇒6月1日認定）

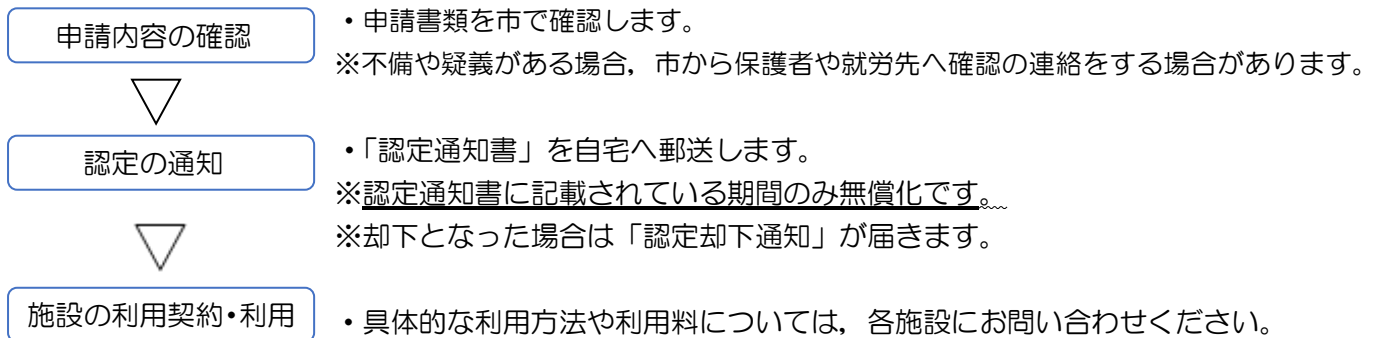
### 【提出方法】

ひたちなか市幼児保育課及び在園中の認可外保育施設等へ提出

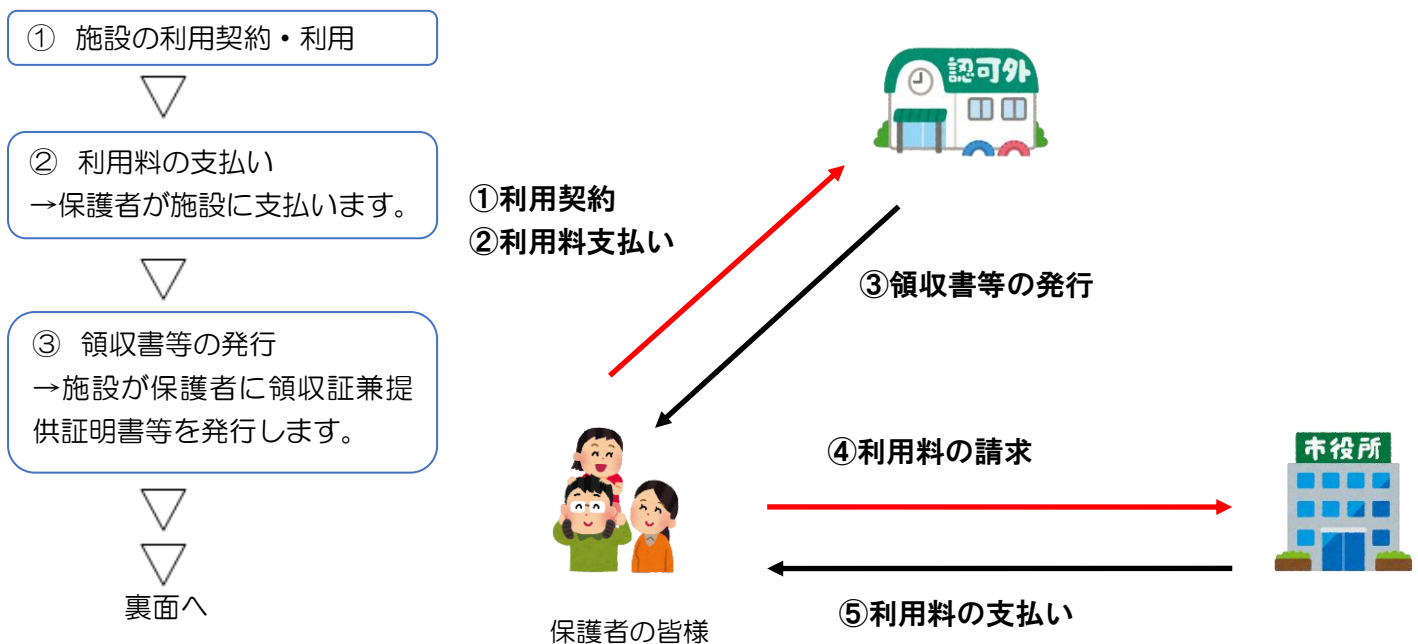
※園の指示などにより市に直接提出する場合 → ひたちなか市役所幼児保育課 第3分庁舎1階  
(〒312-8501 ひたちなか市東石川2丁目10番1号 子ども部幼児保育課 宛)

※市外園利用の方はひたちなか市幼児保育課へ直接ご提出ください。

## 6. 申請後の流れ



## 7. 請求の流れについて



(裏面につづく→)



④ 利用料の請求 → 保護者がひたちなか市に利用料を請求します。

【提出書類】

- ・請求書（複数の施設や事業の利用料を請求する場合は、1枚にまとめて請求してください。）
- ・領収証兼提供証明書（利用施設が発行します）

【提出先】

ひたちなか市幼児保育課窓口（郵送可）

※市毛フレンド保育園，ベルワンキッズ保育園は各施設で取りまとめますので，施設の指示に従って提出してください。

【提出期限】

利用月の翌月 10 日まで（10 日が休日の場合は翌開庁日まで）

※請求書の提出遅れや差し替えがある場合には，その分給付が遅れることがありますのでご了承ください。



⑤ 利用料の支払い → ひたちなか市が保護者の口座へ利用料を振込みます。

【振込み時期】

利用月の翌々月の 20 日頃に指定口座（施設等利用給付認定申請書に記入した口座）に振込みます。

例：4 月に施設を利用し，5 月 10 日までに請求書を提出した方。

→6 月 20 日前後に市から振込みます。

## 8. その他

- ・認定を受けていても，年に 1 度認定事由の確認をします。  
（その際，就労証明書などの保育の必要事由がわかる書類もご提出いただきます。）
- ・退職・転職，家庭状況（離婚等），課税額など変更があった場合は，変更届が必要です。
- ・就労での認定後，退職した場合は求職活動での認定に切り替えます。この場合の求職活動の認定期間は 2 か月です。
- ・退職や課税状況の変更を市に申し出ず無償化給付を受給し続けた場合，**全額返金**となります。
- ・転出の予定がある方は，幼児保育課に事前にご相談ください。転出のタイミングによっては，他市町村で認定を受けられない場合もございます。

〒312-8501

ひたちなか市東石川2丁目10番1号

子ども部福祉事務所幼児保育課

Tel：029-273-0111（内線 7225，7226）

Fax：029-272-2940